

**大阪湾諸港の複数港に連続して寄港する
外航定期のコンテナを取り扱う船舶に対する入港料減免に関する要綱**

(目的)

第1条 この要綱は、大阪湾諸港の一開港化にあわせ、大阪湾諸港の一層の利便性向上を図り、国際競争力を強化するため、神戸市入港料条例(昭和51年12月神戸市条例第55号)第3条第3項及び神戸市入港料条例施行規則(昭和51年12月神戸市規則第94号)第4条第8項に基づき、大阪湾諸港の複数港に連続して寄港する外航定期のコンテナを取り扱う船舶に対する入港料の減免について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、大阪湾諸港とは神戸港、尼崎西宮芦屋港、大阪港、堺泉北港の4港をいう。

(対象船舶)

第3条 減免の対象となる船舶は、大阪湾諸港に連続して寄港する外航定期のコンテナを取り扱う船舶で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 外航定期コンテナ船
- (2) 外航定期フェリー
- (3) 外航定期RORO船

(減免額)

第4条 前条の条件を満たす船舶に係る入港料の2分の1を減免する。但し、減免額に1円未満の端数が生じた場合は、入港の都度これを切り上げるものとする。

(事務手続)

第5条 減免を受けようとする者は、様式で定める入港料減免申請書を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。